⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による。
7　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Tomari Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Tochigi National government building ⑱.
(4)　The first examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 26 April 2018.
(5)　The second examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 4 June 2018.
(6)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 9 August 2018 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 9 August 2018).
(7)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2—1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330—9724 Japan TEL 048—601—3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年 4 月 12 日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　平成30―32年度　新町川橋上部工事
(3)　工事場所　自　徳島県徳島市東沖洲地先
至　徳島県徳島市津田海岸町地先
(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝540m、橋長　Ｌ＝500.0m（鋼３径間連続鋼床版箱桁橋）
(5)　工期　平成32年11月30日まで
(6)　使用する主要な資機材　鋼材　約8,500ｔ
(7)　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
８）本工事は、発注者が本工事の積算に必要な歩掛の一部について見積りを求める工事であり、見積りを求めた歩掛については、見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
９）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。
10）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理のいずれかについてＣＩＭモデルを活用するＣＩＭ活用工事とすることができる工事である。
2　競争参加資格
次の(1)から⑫までの要件を全て満たす者（単体企業）又は(1)から⑫までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年４月12日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成30―32年度新町川橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成15年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。
・下記の㋐から㋓の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が180m以上であること。
㋓　架設工法が下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン（クローラクレーン）工法
・トラッククレーン（クローラクレーン）ステージング工法
ただし、上記㋐から㋓は同一工事であること。
また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作については上記㋐から㋒、架設については上記㋐から㋓を満たすこと。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(5)　提出する技術提案が適正であること。
(6)　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。